

労災補償により義肢等補装具の支給をご希望の方

労災による疾病等が治癒し治療が終了した方は、障害補償給付が受けられます。

補償給付の申請をされ、障害等級の認定を受けた方が支給対象になっていますので、以下の申請の前に障害補償給付申請を行って下さい。

- ①都道府県労働局にて義肢等支給・修理申請書(様式6号)を貰い、必要事項を記入して提出します。詳細は製作を希望する業者にお尋ねください。
- ②労働局から承認書が交付されますので、再度、指定した業者にお渡しください。
- ③仮合せを行った後、程なく完成いたします。完成は委託業社よりお受け取りください。

以上、申請から納品までには約1～2カ月くらいの時間がかかりますのでご了承ください。
詳しくは、都道府県労働局が当社までお問い合わせください。